

浅川中学校
保護者の皆様

八王子立浅川中学校
校長 市場 陽一郎

新型コロナウイルス感染拡大防止「緊急事態宣言」発令時の対応について

今、新規感染者が一日 2000 名を超え、医療体制崩壊も懸念される中、1 月 7 日に再び新型コロナウイルス感染拡大防止対応について内閣総理大臣より緊急事態宣言が発せられました。国民すべてが新型コロナウイルス抑え込みを考え、感染拡大防止を強く意識しこの「第 3 波」を収束させなければなりません。放送での始業式で校長から生徒たちに「今やるべきことに全力で取り組む」責任ある行動を取るよう再度訴えました。国、都、市の方針に従うとともに、生徒が心身ともに健康であることを願い、学校からのお知らせとお願いをいたします。

本校では大きな学校行事を二学期中に終え、移動教室も第 2 学年での実施に変更としました。よって三学期を「次の学年 0 学期」と位置付け、この緊急事態宣言期間を学習定着期間として全力で取り組む期間にと考えています。これまでの感染防止策を継続させ、同時に感染リスクの高い授業、教育活動には制限を設けます。その中で、直前に迫った受験指導、コロナ禍における学び合う授業づくり、一人一台 PC を活用した授業づくり、個別学習への準備を進めてまいります。

大変厳しい時代ではありますが、ご家庭内での感染防止、健康観察、不急不要の外出自粛等へのご協力も重ねてお願い申し上げます。

今後の状況によっては急な変更も予想されますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

<緊急事態宣言発令後の対応>

◎ 教育活動について

緊急事態宣言の目的が、人の流れの減少そのものにあることから、学校においても、感染リスクの高低だけでなく、人の動きを少なくするための方策をとる。緊急事態宣言発令期間内においては、原則として、校外での活動及び、外部公開、または、外部の方が参加する教育活動は実施しない。

○ 部活動

緊急事態宣言期間内は、全ての部活動は中止する。(対外試合及び他校との合同練習含)

○ 外部講師を招聘しての活動

緊急事態宣言期間内は、ゲストティーチャーを学校に招いての活動等は、少人数での活動を除いて原則として実施はしないが、オンラインを活用するなど、実施できるように工夫する。

○ 学校公開・保護者会

緊急事態宣言期間内は、原則として実施はしないが、オンラインを活用するなど、実施できるように工夫する。

尚、新入生保護者説明会については、会場の広さ及び保護者同士の間隔の確保、マスクの着用を徹底、質問は別途受けるなど短時間で実施する。

※ 新型コロナウイルス感染症の特性に鑑み、基礎疾患がある等登校に不安がある場合は、学校にご相談ください。

【問い合わせ先】

浅川中学校 副校長 042-661-0148